

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

知的財産権の侵害と救済入門

企業のグローバル化に伴い、海外事業展開する多くの企業が直面する課題として知的財産権の侵害がしばしば挙げられる。本稿では、万が一自社製品が台湾でこのような事態に遭遇した場合、台湾に於ける「知的財産権が侵害された際の救済制度及び救済制度に基づく必要措置」について、専門的な理論などを省き、一般的な入門をご紹介します。

一、救済制度

知的財産権が侵害された際の救済制度には、大きく2種類に分けられ、一つは行政領域における救済制度(以下、行政救済制度)。もう一つは、司法救済ルート(以下、司法救済制度)。すなわち、民事訴訟及び刑事告訴、告発などがある。

1. 行政救済制度とは

(1) 税関：通報/登録制度及び輸出入停止措置

権利によって救済措置が異なり、専利権（日本法においては、特許、意匠と実用新案権に相当する）が侵害された場合、商標法第72条（商標権者は、自己の商標権を侵害する虞のある輸出入品に対し、税関に差し押えるよう請求することができる。）、第78条、著作権法第90条の1（著作権者又は製版權者は、その著作権又は製版權を侵害された虞のある輸出入品に対し、税関に差し押えるよう請求することができる。）、第90条の2、税関による保護措置の執行に関する規定など専利法において定められていないため、裁判所に仮処分を申し立てをしない限り、税関に侵害物の輸出入禁止を求めることができない。

しかし、一方、商標権又は著作権侵害の場合、「輸出入における商標権及び著作権侵害物通報/情報提供制度」を利用することができる。通報/情報提供を行えば、税関は疑似侵害物を発見した際、権利者に通知し、疑似侵害物の真偽を判断する。権利者が疑似侵害物と認定し、更に、輸出入業者が侵害していない立証する書類を提出できない場合、税関は法律に基づき、司法機関へ移送することができる。

(2) 国際貿易局：貿易法第17条

貿易法第17条では、輸出入業者は台湾又はその他国において保

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

護されている知的財産権を侵害してはならないと定めている。違反した場合、同第 28 条に基づき、国際貿易局は警告、新台幣ドル（以下同じ）三万元以上三十万元以下の過料又は 1 カ月から 1 年以下の輸出入停止処分を課することができる。

(3) 公平交易委員会（以下公平会）：公平交易法第 20 条

公平交易法第 20 条では、事業が提供する商品又は役務につき、他人の氏名、商号、会社名、商標、商品容器などを使用してはならない。違反した場合、権利者を含め、如何なる人物でも公平会へ届出ることができる。公平会が認定した場合、期間内の停止、行為の是正又は必要な更正措置を採取するよう命じることができる。公平会が認定した場合、期間内の停止、行為の是正又は必要な更正措置を採取するよう命じることができる。期限内に停止、行為の是正又は必要な更正措置を採取しなかった場合、継続して停止、行為の是正又は必要な措置の採取を命じることができる。停止、行為の是正又は必要な更正措置を採取するまで連続して、新台幣ドル十万元以上五千万円以下の科料を連続して処することができる。この他、主管機関の改善命令に従わない者に対し、3 年以下の有期懲役、拘留、科あるいは併科 1 億元以下の科料を処することができる。

(4) 智慧財産局：無効審査制度

特定の商標権又は専利権について、無効事由が存在すると考えられる場合、智慧財産局へ審査請求することができる。審査を経て、無効事由が認められれば、かかる商標権又は専利権は最初から存在しなかったと見なすことができる。しかし、ここで留意しなければならないのは、この無効決定が行政処分であるため、相手方は訴願（行政不服審査に当たる）及び行政訴訟を起こすことができる。

2. 司法救済制度とは

(1) 民事

知的財産権の侵害に関して、民事において最も重要な権利は、「差止め請求権」と「損害賠償請求権」である。前者は、権利を侵害する者又は侵害する虞がある者に対し、その侵害の停止または予防を請求することができる権利である。後者は、故意又は過失によって他人の権利を侵害した際、被害者が加害者に対し侵害によって生じた損害の賠償を請求できる権利である。また、更に台湾

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

民法第 179 条では不当利得返還請求権を主張することができる。

(2) 刑事

刑事責任に於いては、2003(民国 92 年)年専利法改正する際刑事責任が削除されたため、今日刑事責任がある主な法律は著作権法及び商標法である。

3. その他

前述した方法以外に、警告書簡、弁護士書状の送付など、相手方とライセンス交渉したりすることができる。

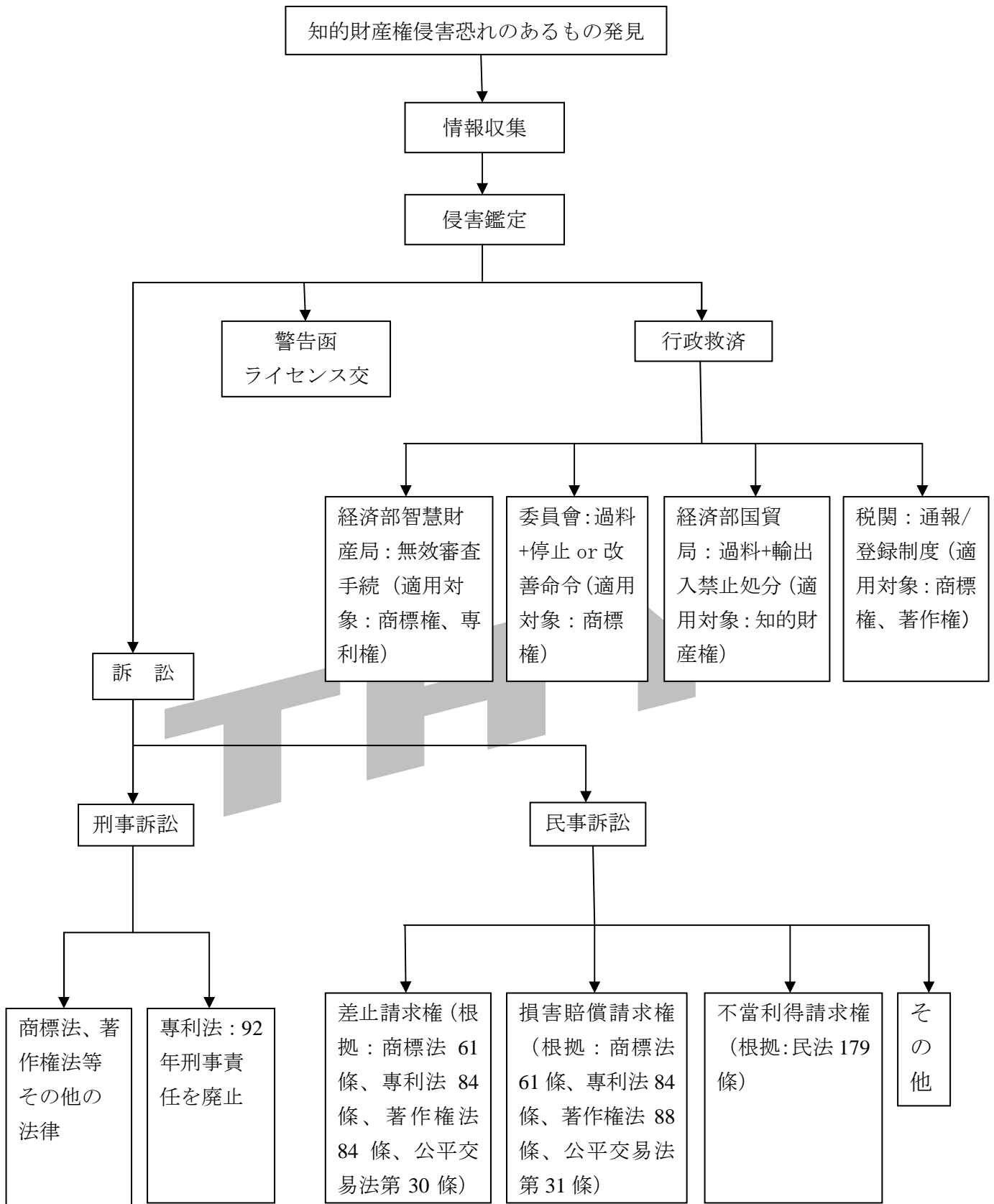
二、救済手続きを発動する際のポイントー「侵害鑑定報告」

知的財産権の侵害に対する救済制度は前述したとおりであるが、いずれの救済制度における開始手続で最も重要なのは、「侵害鑑定報告」である。

例えば、前述した「その他」の警告書簡の送付に関して、「公平交易委員会の事業が著作権、商標権又は専利権が侵害された警告書簡送付する際の処理原則」の第 3 点に基き、疑似侵害物を専門機関に鑑定届けを行い、鑑定報告の結果と共に警告書簡を送付することで、権利を行使する正当な行為である。

旧専利法では専利侵害告訴を行う際、侵害鑑定報告を添付しなければならない規定があり、政府（管轄機関）も鑑定専門機関を指定しなければならないとされてきた。そのため、過去において鑑定報告を出す機関の資格について論争があった。当時の裁判実務において、多くの見解は政府が指定する機関に限らず、特定の知識、経験のある人ならば、自然人、専門機関であるか問わず、鑑定報告を出す資格があるとされた。しかし、告訴する際に侵害鑑定報告を添付しなければならないという規定は、国民の訴訟権行使を制限するものとされ、大法官（日本の最高裁判官に相当する）は憲法違反であるとされた。従って、鑑定報告を出す機関については、特定の知識、経験があれば良いということとなった。

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。



本 News letter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。